
「定款」等の一部改正について

日証協 平成 29 年 6 月 28 日

今般、①東北地区協会事務所の設置、②総会における議決権の行使方法の追加、③地区別評議会の定数上限の撤廃等のため「定款」等の一部改正を行った。

本改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

本改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「定款」等の一部改正について

平成 29 年 6 月 28 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

(1) 東北地区協会事務所の設置

平成 26 年に地区協会の事務所を廃止した東北地区において金融・証券教育支援事業の拡大や地区所属会員が増加している状況（現在 4 社）から、それら環境の変化や関係者のニーズを踏まえ、東北地区協会の事務所を宮城県仙台市に設置することとし、「定款」等の一部を改正することとする。

(2) 総会における議決権の行使方法の追加

会員の議決権行使の方法についてより利便性を高めるため、総会における議決権の行使方法に電磁的方法（協会WANにより議決権を行使する方法）を追加することとし、「定款」の一部を改正することとする。

(3) 地区別評議会の定数上限の撤廃等

地区別評議会について、地区会長がその地区の実情に応じて適宜定数を定めることができるよう、「証券戦略会議規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 東北地区協会事務所の設置

- ・ 従たる事務所のうち東北地区協会の事務所の所在地を、東京都中央区から宮城県仙台市に変更する。
（「定款」第 2 条、「地区協会規則」別表及び「事務所の設置について」（理事会決議）第 1 条第 2 号）

(2) 総会における議決権の行使方法の追加

- ・ 会員について、理事会が認めた場合、現行の書面による方法に加え、電磁的方法により議決権を行使することを可能とする。

（「定款」第 38 条第 2 項）

(3) 地区別評議会の定数上限の撤廃等

- ① 地区別評議会について、地区協会ごとに構成員の数（定数）を定めていた別表を廃止し、地区会長が会員代表者及び地区会員代表者の過半数の同意を得ながら適宜定数を定めることとする。

(証券戦略会議規則第 33 条第 2 項及び第 8 項)

- ② 地区別評議会の委員は、地区会長が会員代表者及び地区会員代表者の過半数の同意を得たうえで選任する。

(証券戦略会議規則第 33 条第 5 項)

3. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

※ 本改正については、改正等の内容が本協会の業務運営に関する事項であり、投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続を実施していない。

- 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 総務部 (電話 03-3667-8451)

以 上

「定款」の一部改正について

平成 29 年 6 月 28 日

(下線部分変更)

新	旧
(事務所) 第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に、従たる事務所を北海道札幌市、<u>宮城県仙台市、</u>東京都中央区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市及び福岡県福岡市に置く。 (定足数及び議決権の行使) 第 38 条 (現行どおり) 2 会員は、理事会が認めたときは、<u>書面(電磁的方法を含む。次項において同じ。)</u>により、その議決権を行使することができる。 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。	(事務所) 第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に、従たる事務所を北海道札幌市、東京都中央区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市及び福岡県福岡市に置く。 (定足数及び議決権の行使) 第 38 条 (省 略) 2 会員は、理事会が<u>書面による議決権の行使を</u>認めたときは、<u>書面を総会の議長に提出し、</u>その議決権を行使することができる。 3 (省 略)

「証券戦略会議規則」の一部改正について

平成 29 年 5 月 31 日

(下線部分変更)

新	旧
(地区別評議会) 第 33 条 地区評議会は、地区協会の管轄区域ごとに地区別評議会を置く。 2 地区別評議会は、地区協会ごとに会員代表者若しくはこれに準ずる者（定款施行規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は地区会員代表者（「地区協会規則」第 6 条第 1 項に規定する地区会員代表者をいう。以下同じ。）のうちから選任する地区別評議会委員をもって構成する。 3・4 (現行どおり) 5 第 2 項に規定する地区別評議会委員は、それぞれ地区協会ごとにその管轄区域内に本店（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。以下同じ。）が所在する会員の会員代表者（本協会の役員である者を除く。）又はこれに準ずる者及び地区会員代表者のうちから、地区会長が、その地区の会員代表者及び地区会員代表者の過半数の同意を得て、これを選任する。 6・7 (現行どおり) 8 <u>地区別評議会委員の定数は、地区会長がその地区の会員代表者及び地区会</u>	(地区別評議会) 第 33 条 (同 左) 2 地区別評議会は、<u>別表に定めるところにより、</u>地区協会ごとに会員代表者若しくはこれに準ずる者（定款施行規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。）又は地区会員代表者（「地区協会規則」第 6 条第 1 項に規定する地区会員代表者をいう。以下同じ。）のうちから選任する地区別評議会委員をもって構成する。 3・4 (省 略) 5 第 2 項に規定する地区別評議会委員は、それぞれ地区協会ごとにその管轄区域内に本店（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。以下同じ。）が所在する会員の会員代表者（本協会の役員である者を除く。）又はこれに準ずる者及び地区会員代表者のうちから、地区会長が、その地区の会員代表者及び地区会員代表者の同意を得て、これを選任する。 6・7 (省 略) (新 設)

新	旧																				
員代表者の過半数の同意を得て、適宜これを定める。 (削 る)	(別 表) <table> <tr> <th>地区協会</th><th>地区別評議会の構成員の数</th></tr> <tr> <td>北海道地区協会</td><td>10 人以内</td></tr> <tr> <td>東北地区協会</td><td>10</td></tr> <tr> <td>東京地区協会</td><td>20</td></tr> <tr> <td>名古屋地区協会</td><td>20</td></tr> <tr> <td>北陸地区協会</td><td>10</td></tr> <tr> <td>大阪地区協会</td><td>20</td></tr> <tr> <td>中国地区協会</td><td>10</td></tr> <tr> <td>四国地区協会</td><td>10</td></tr> <tr> <td>九州地区協会</td><td>10</td></tr> </table>	地区協会	地区別評議会の構成員の数	北海道地区協会	10 人以内	東北地区協会	10	東京地区協会	20	名古屋地区協会	20	北陸地区協会	10	大阪地区協会	20	中国地区協会	10	四国地区協会	10	九州地区協会	10
地区協会	地区別評議会の構成員の数																				
北海道地区協会	10 人以内																				
東北地区協会	10																				
東京地区協会	20																				
名古屋地区協会	20																				
北陸地区協会	10																				
大阪地区協会	20																				
中国地区協会	10																				
四国地区協会	10																				
九州地区協会	10																				
付 則 1 この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。 2 地区別評議会委員の定数については、この改正の施行後、地区会長が第 33 条第 8 項の規定に基づき定めるまでの間は、従前の構成員の数とする。																					

「地区協会規則」の一部改正について

平成 29 年 5 月 31 日

(下線部分変更)

新			旧		
(別表)			(別表)		
名 称	事務所の所在地	管轄区域	名 称	事務所の所在地	管轄区域
北海道地区協会	札幌市	北海道	北海道地区協会	札幌市	北海道
東北地区協会	<u>仙台市</u>	宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県	東北地区協会	<u>東京都中央区</u>	宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県
東京地区協会	東京都中央区	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県	東京地区協会	東京都中央区	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県
名古屋地区協会	名古屋市	愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県	名古屋地区協会	名古屋市	愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県
北陸地区協会	金沢市	石川県、富山県及び福井県	北陸地区協会	金沢市	石川県、富山県及び福井県
大阪地区協会	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県	大阪地区協会	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県
中国地区協会	広島市	広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県	中国地区協会	広島市	広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県
四国地区協会	高松市	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県	四国地区協会	高松市	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県
九州地区協会	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県	九州地区協会	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県
付 則					

新	旧
この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。	

「事務所の設置について」（理事会決議）の一部改正について

平成 29 年 5 月 31 日

（下線部分変更）

新	旧
（目 的） 第 1 条 本協会は、定款第 2 条及び同第71条の規定に基づき、次のとおり事務所を設置する。 1 （ 現行どおり ） 2 従たる事務所 札幌市中央区南一条西五丁目 14 番地の 1 （北海道地区協会事務局） <u>仙台市青葉区中央二丁目 9 番 27 号（東北地区協会事務局）</u> 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号（東京地区協会事務局） 名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号（名古屋地区協会事務局） 金沢市片町二丁目 2 番 15 号（北陸地区協会事務局） 大阪市中央区北浜一丁目 5 番 5 号（大阪地区協会事務局） 広島市中区上幟町 3 番 26 号（中国地区協会事務局） 高松市古新町 4 番地の 5（四国地区協会事務局） 福岡市中央区天神二丁目 14 番 2 号（九州地区協会事務局） 付 則 この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。	（目 的） 第 1 条 本協会は、定款第 2 条及び同第71条の規定に基づき、次のとおり事務所を設置する。 1 （ 省 略 ） 2 従たる事務所 札幌市中央区南一条西五丁目 14 番地の 1 （北海道地区協会事務局） （ 新 設 ） 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号（東京地区協会事務局・<u>東北地区協会事務局</u>） 名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号（名古屋地区協会事務局） 金沢市片町二丁目 2 番 15 号（北陸地区協会事務局） 大阪市中央区北浜一丁目 5 番 5 号（大阪地区協会事務局） 広島市中区上幟町 3 番 26 号（中国地区協会事務局） 高松市古新町 4 番地の 5（四国地区協会事務局） 福岡市中央区天神二丁目 14 番 2 号（九州地区協会事務局）